

お申込みにあたっての注意事項

<お申込について>

- 1 千葉県信用保証協会の保証を利用する場合は、別に所定の保証料が必要となります。
- 2 新規創業の方で、事業に着手していない場合は、必要総額の50%が融資限度額となります。
- 3 チャレンジ資金を設備資金でご利用の場合は、設備投資額の80%が融資限度額となります。
- 4 小規模事業資金の融資限度額は、保証協会の保証付き融資の残高を含んだ額となります。
- 5 市が、資金使途や融資対象について不適当と判断した場合は、減額やお申込みをお断りする場合があります。

<利子補給について>

- 1 利子補給金は毎年3月末と9月末に金融機関にて集計し、概ね2か月後にご利用者の口座へ入金となります。申請手続きは金融機関が代行しますので、ご利用者の特別な手続きは必要ありません。
- 2 補給金額についての通知書は発行しません。金額や入金日については取扱金融機関へお問い合わせください。
- 3 利子補給は当初融資実行時の融資期日までの支給となります。条件変更等により期日を延長した場合、延長分の期間は利子補給対象外となります。(当初融資期日が平成23年4月1日以降の融資が適用となります。)
- 4 市外転出、廃業(休業含む。)、市税滞納、市税未申告、金融機関取引停止処分、代位弁済、等の事由に該当した場合は利子補給対象外となります。また、繰上返済により利子補給金受領済みの期中に戻し利息が生じた場合は、戻し利息分に相当する利子補給金を返還していただきます。

<市外転出の例> ・「運転資金」・・・本店が市外 ⇒利子補給の対象外
 ・「設備資金」・・・事業所等が市外⇒利子補給の対象外
 ※詳しくは千葉市役所HPをご覧ください。

- 6 下記の方は2.0%の優遇利子補給率が適用となります。
 - ・市の指定する創業支援施設に入居中の方(上限:2,500万円)
 - ・市の指定する創業支援施設を退去後1年以内の方、及び「ベンチャー・カップCHIBA」に入賞後1年以内の方(上限:5,000万円)

<制度内容や認定手続き等について> ☆【千葉市役所のホームページ】をご覧ください☆

千葉市役所HP トップ > 組織から探す > 経済農政局 > 産業支援課 より

- 1 制度の内容や融資に関する書式のご案内は → 「千葉市中小企業資金融資制度について」
- 2 セーフティネット保証のご案内は → 「セーフティネット保証について」

<金融機関の方へ>

- 1 事務の取扱いにあたっては、各支店へお配りしている「千葉市中小企業資金融資制度の手引き」を必ずご参照ください。実行、取下げ、条件変更、代位弁済等の手続きの際は、財団へ所定の報告手続きが必要です。
- 2 申込書類は、千葉県信用保証協会への保証依頼時に、必ず同時提出してください。



〒260-0013 千葉市中央区中央2丁目5番1号
 千葉中央ツインビル2号館8階
 電話 043-201-9505 総務企画課(融資制度担当)
 FAX 043-201-9507
 URL <http://www.chibashi-sangyo.or.jp/>

(令和2年4月版)



中小企業資金融資

ご案内

市内中小企業者の経営基盤の確立と近代化のために必要な事業資金を融資するものです。
 用紙代、幹旋料、紹介料、仲介手数料等は一切いただいておりませんので、お気軽にご相談ください。

利用資格

- ①～③の全てをみたす中小企業者(会社または個人)
 - ①市内に店舗、事務所、工場等の設備を有し、かつ、市内で事業を営んでいること(予定含む)
 - ※ 運転資金の利用については、本社登記・本社実態が市内にあることが必要になります。(トライアル支援資金を除く)
 - ②市税の申告・納付をしており、かつ、滞納がないこと
 - ③千葉県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
 - ※ 資金によっては、別に資格要件を定めています。(受付機関にご確認ください)
 - ※ なお、融資にあたっては、金融機関や保証協会(保証協会の保証を付する場合)で審査があります。

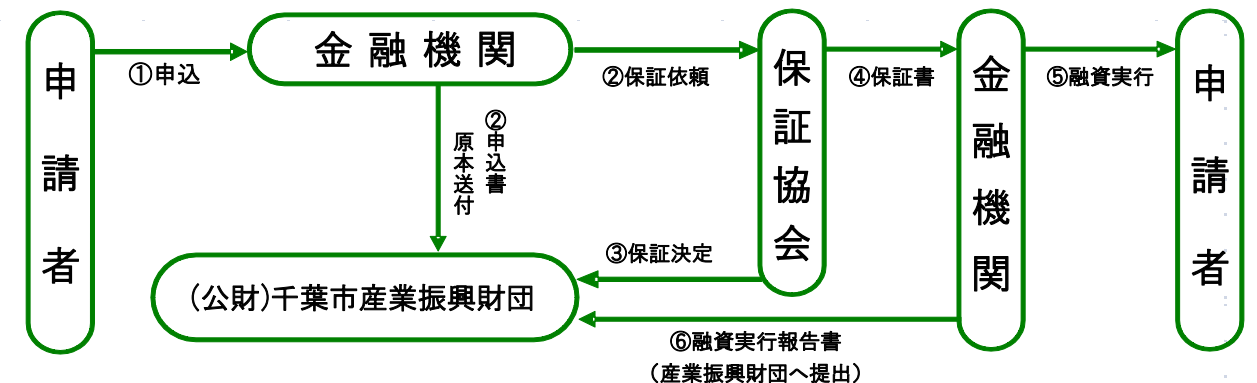
中小企業者の範囲

中小企業信用保険法に従い、資本金または従業員数のいずれか一方が該当する法人または個人

業種	資本金(出資金)	従業員
小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
その他(建設業、製造業、運輸業等、鉱業、不動産業、旅行業)(※)	3億円以下	300人以下
医業	-	個人100人以下 法人300人以下
特定非営利活動法人(NPO法人)	-	製造業等 300人以下 卸売業・サービス業 100人以下 小売業 50人以下

(※) 但し、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)は従業員900人以下

申し込みから融資まで



千葉市
 (公財)千葉市産業振興財団

千葉市中小企業資金融資メニュー表

R2年4月版

カテゴリー	資金種類	融資対象者	融資限度額	融資期間(据置期間)	返済方法	融資利率	利子補給率	信用保証	連帯保証人及び担保	受付機関
創業支援等	チャレンジ資金	これから市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者、又は創業後5年未満の者。	3,500万円	運転 5年以内(6か月) 設備 7年以内(1年)	元金均等元利均等期日一括	1年以内 年 1.1%以内 3年以内 年 1.3%以内 5年以内 年 1.5%以内 7年以内 年 1.8%以内	1.4%	創業関連保証 又は 創業等関連保証		
	トライアル支援資金	市内で事業を営む中小企業者のうち、下記条件のいずれかを満たす者。 (1)大学等の研究機関と連携して新製品や新技術の研究開発、事業化又は事業の拡充を図るための資金を必要とする者。 (2)特許権等の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を活用して、事業の拡充を行うための資金を必要とする者。 ※)申込みをする場合は、事前に財団の承認が必要となります。	5,000万円	運転 7年以内(1年) 設備 15年以内(1年)		1年以内 年 1.2%以内 3年以内 年 1.4%以内 5年以内 年 1.6%以内 7年以内 年 1.9%以内 10年以内 年 2.1%以内 15年以内 年 2.3%以内		必要により 普通保証		
事業拡充	振興資金	市内で事業を営む中小企業者又は事業組合。 (ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者)	2億円 (うち運転資金は8,000万円)	運転 7年以内(なし) 設備 15年以内(1年)	元金均等元利均等期日一括	1年以内 年 1.2%以内 3年以内 年 1.4%以内 5年以内 年 1.6%以内 7年以内 年 1.9%以内 10年以内 年 2.1%以内 15年以内 年 2.3%以内	0.0% 0.8% (ただし上限は「融資利率-0.2%」)	必要により 普通保証	金融機関 又は 協会所定	【都市銀行】 みずほ銀行 (千葉支店、稲毛支店 稲毛海岸支店) 三井住友銀行 (千葉エリア) 三菱UFJ銀行 (千葉支社) りそな銀行 (千葉支店) 【地方銀行】 千葉銀行 (全ての支店) 千葉興業銀行 (全ての支店) 京葉銀行 (全ての支店) 常陽銀行 (千葉支店) 【信用金庫】 千葉信用金庫 (全ての支店) 銚子信用金庫 (千葉支店) 佐原信用金庫 (作草部支店、都賀支店) 【その他】 商工組合中央金庫 (千葉支店)
	環境経営応援資金	(1)市内で事業を営む中小企業者のうち、下記条件のいずれかを満たし、環境改善に資すると認める設備を導入するための資金を必要とする者 ・千葉市と「千葉市地球環境保全協定」(又は「環境の保全に関する協定」)を締結し、所定の計画書・報告書を提出している者。 ・市内の事業所にて、ISO14000シリーズ、エコアクション21、エコステージ、KES、グリーン経営認証のいずれかの認証を取得している者 (2)周辺環境に影響を及ぼしている事業者が実施する公害防止施設の設置、改善等のための資金を必要とする者 ※環境経営応援資金の申し込みにををする際は、事前に千葉市産業支援課(043-245-5284)の承認が必要となります。 ※「千葉市地球環境保全協定」の内容・手続きについては千葉市環境保全課(043-245-5199)にお問い合わせください。	2億円	設備 15年以内(1年)	元金均等元利均等期日一括		1.1%	必要により 普通保証		
	小規模事業資金	市内で事業を営む従業員20人(商業・サービス業は5人。ただし、宿泊業・娯楽業は除く。)以下の中小企業者。	2,000万円	運転 7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年) (運転資金は期間1年以内の期日一括返済可)	元金均等元利均等期日一括	1年以内 年 0.9%以内 3年以内 年 1.1%以内 5年以内 年 1.3%以内 7年以内 年 1.6%以内 10年以内 年 1.8%以内	0.8% (ただし上限は「融資利率-0.2%」)	小口零細企業保証		
経営安定	経営安定資金	○要件A 市内で事業を営む中小企業者で、中小企業信用保険法に基づく認定(1号~6号)を受けた者。 ○要件B 市内で事業を営む中小企業者のうち、下記条件のいずれかを満たす者。 (1)最近3か月又は6か月の平均売上高が、前年同期と比較して5%以上減少している者。 (2)負債総額が1,000万円以上ある倒産企業に対する売掛債権等を30万円以上有し、当該倒産企業に対する取引依存度が総売上高の20%以上ある者。 (3)中小企業信用保険法に基づく認定(7号~8号)を受けた者。	5,000万円	運転 5年以内(なし) 設備 7年以内(1年) (運転資金は期日一括返済不可)	元金均等元利均等期日一括	1年以内 年 0.9%以内 3年以内 年 1.1%以内 5年以内 年 1.3%以内 7年以内 年 1.5%以内 1年以内 年 1.1%以内 3年以内 年 1.3%以内 5年以内 年 1.5%以内 7年以内 年 1.7%以内	0.8% (ただし上限は「融資利率-0.2%」)	経営安定関連保証 (1)(2)は普通保証 (3)は経営安定関連保証		
	災害復旧資金	市内で事業を営む中小企業者で、特定の自然災害(国に指定された激甚災害等)により、市区町村から災害証明の発行を受けた者。	5,000万円	運転 7年以内(2年) 設備 10年以内(2年)	元金均等元利均等期日一括	年 1.4%以内	1.4%	災害関係保証		

1 上記メニューはこれから千葉市内で事業活動を開始される方も利用可能です。(事業所予定地が確認できる書面(契約書等)が必要となります。)

Ⓢ は責任共有制度の対象メニュー

2 振興資金(運転)、経営安定資金(運転)は期日一括返済を選択できません。その他の資金は据置期間内(小規模事業資金は1年以内)に限り、期日一括返済を選択することができます。

3 設備資金は市内に設置、登録するものに限りです。また、商品不動産の購入資金には本制度を利用できません。保証協会の保証を付さない資金(プロパー資金)においては、収益物件の購入資金には本制度を利用できません。

4 千葉市制度の融資は、振興資金、小規模事業資金、経営安定資金で借り換えることができます。ただし、責任共有制度の対象となっている融資を、対象外の融資で借り換えることはできません。

5 (公財)千葉市産業振興財団にて、チャレンジ資金の申込みに必要な事業計画書の作成支援を行っています。

6 NPO法人は、利用条件となる信用保証が対応していないため、「チャレンジ資金」「小規模事業資金」を利用することはできません。

7 市外企業(営業所や支店が市内にあるが、本社登記が市内にない企業)は、各メニューの設備資金に関しては利用可能です。※但し、トライアル支援資金については運転資金の利用も可能になります。

8 経営安定資金は、要件Aのうち、中小企業信用保険法に基づく5号認定を受けた場合には、責任共有制度の対象となります。

9 (融資利率) ≤ (利子補給率(上限))となる場合は、融資利率が利子補給率の上限となり(別途、上限がある場合を除く。)、融資利率を超えての利子補給はしません。